

第17回 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会

日時 令和2年1月31日（金）10：00～12：14

場所 AP新橋 4階DE会議室

○田中企画官

定刻になりましたので、第17回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会を開催いたします。

本日、傍聴されている皆様におかれましては、注意事項といたしまして、席上に資料を配付してございます。事前にご一読いただければと存じます。円滑な会議運営にご協力をお願いいたします。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。席上に座席表がございまして、ダブルクリップの資料がございまして、クリップを外していただきますと、議事次第、名簿、そして、資料がございまして、資料1、資料2、資料3-1、3-2でございまして、過不足等ある場合は、事務局にお申しつけいただければと存じます。

それでは、これよりは、山本委員長に議事進行をお願いいたします。

○山本（一）委員長

それでは、まず、本日の議題の趣旨について、ご説明いたします。

前回、昨年暮れの小委員会では、これまでの小委員会での議論いただいた内容を取りまとめ案という形で整理して、残る論点として処分方法、それと風評被害対策を中心に、さらなる議論の深掘りをしていただきました。その後、事務局から委員の皆様からの追加の意見を集めて、それを本日の取りまとめ案に反映させていただいております。

本日は、東京電力から直近のALPS処理水の状況についてご報告いただくとともに、準備させていただきました取りまとめ案について、さらに議論を深掘りしていただきたいと思っております。

本日も委員の皆様のご活発な議論をお願いいたします。

○田中企画官

それでは、プレスの方による撮影はここまでとさせていただきます。ご協力を、よろしく願います。

（プレス退室）

○山本（一）委員長

それでは、議事に入ります。

初めに、昨年12月に開催いたしました第16回小委員会の議事録（案）の確認をさせていただきます。

資料1をごらんください、ご確認ください。先日、メールでご確認いただきましたものですが、特に、ご意見等ございますでしょうか。

特になければ、こちらで正式に第16回議事録とさせていただきます。

それでは、議題2の多核種除去設備での直近の処理状況について、に移ります。

東京電力から説明をお願いいたします。

○東京電力（松本）

東京電力の松本でございます。それでは、資料2、至近の多核種除去設備等処理水の性状について、という資料をごらんください。

表紙をめくっていただきまして、スライドの1になりますが、多核種除去設備の基本状況ということで、現在、福島第一には、既設ALPS、増設ALPS、高性能ALPSという3種類のALPSを有しております、表の右側でございますとおり、それぞれ250m³/日×3系列、それから、増設ALPSも同様の処理量、それから、高性能ALPSについては1日当たり500m³という処理量を有するALPSを、現在、保有しております。

現在、処理量が減っておりますので、処理量調整の容易さから、現在は既設ALPSと増設ALPSを主に使用しているという状況でございます。

2ページをごらんください。

ALPSによる核種除去のシステムの概要ですけれども、基本的に、多核種をとるのは後段のピンク色のところ、多核種除去装置というところでございますが、ここで吸着塔に放射性物質を吸着させるという仕組みでございますが、前処理といたしまして、緑の箇所、鉄共沈設備、それから、炭酸塩沈殿処理設備等を有して吸着塔での処理を効率化させるという仕組みを持っております。

また、途中にクロスフローフィルタというものを用意しております、こちらはフィルタの口径が約20ナノでございます、いわゆる不溶性異物、微粉等はここで吸着は、こしとることができる状況になります。

したがいまして、出口のところでは、写真で示させていただいたとおり、透明の処理水というような状況になっています。これを現在、保管しているという状況になります。

ページをめくってください。3ページになりますが、13回の小委でご報告させた貯蔵量の状況でございます。いわゆる、環境に放出する際の基準でございます告示濃度比総和1未満であるということが17万7,000m³余りございますが、その他、約8割はそれを超えているという状況

でございます。特に、黄色の箇所、ピンクの箇所については、運用開始時期の性能が不安定だったころ、あるいは、故障が発生してクロスフィルタを透過してしまった水等が大きい状況でございますが、いずれにいたしましても、1以上の告示濃度比を持っているものについては二次処理を行うという、基本方針に変わりはありません。

その後、4ページをごらんください。

昨年の12月31日までに新たに満水になったタンクの状況でございますが、これまで12万2,900 m³処理いたしました、全て、1未満という状況になっております。

したがって、現在はこの処理を今後も継続していきたいというふうに考えております。

それらの中身でございますが、5ページ、6ページに満水になったタンク群ごとの放射能濃度を示させていただきましたが、一番、告示濃度比の相場が小さいものは5ページの一番上、Dタンクになりますが0.38、一番大きいものは6ページの下から2行目になりますが、H6(Ⅱ)のエリアのB、E群でございます。0.63というところが最大でございます、この間におさまっているというような状況になっております。

7ページになります。

今後、貯蔵する処理水については、引き続き、ALPSの運用としては告示濃度比総和1未満の継続を目指していきたいというふうに思っておりますが、そのほか、ストロンチウム処理水のタンクの再利用も、私ども、考えております。

8ページになりますけれども、15年当時、ストロンチウム処理水を一旦受け入れたタンクについては、ストロンチウム処理水を除去した後、底部の残水、それからスラッジが残ったまま、きれいなALPS処理水を埋めた結果、そのタンクとしては告示濃度比総和が100を超えているというような状況を生み出してしまいました。

これはページを見ていただきますと、3ページのところのピンクに該当するようなところでございますが、今後につきましては、ストロンチウム処理水を払い出した後、タンクテーブルに残っておりますスラッジの回収、それから、タンクテーブルも清掃した上で処理水を受け入れるということで、比較的きれいな水を保管していきたいというふうに考えておりますが、完全にゼロになるわけではございませんので、告示濃度比総和が従来よりも低く抑えられるものの、1を超える可能性はあるというふうに思っています。

こちらにつきましても、引き続き、タンクを受け入れた後、きちんと濃度を確認していきたいというふうに思っております。

続きまして、その後、受け入れたALPSの処理状況のトレンドグラフを9ページ以降、示させていただきました。増設、既設のセシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素129というところを

ページで示させていただきました。

11ページにヨウ素129がございますが、下段のグラフ、増設ALPSにつきましても、昨年の13回の小委でご報告させていただきましたが、2点ほど告示濃度を超えたところがございますが、その後は告示濃度比を下回る処理ができているというような状況でございます。セシウム137、ストロンチウム90についても同様になります。

これらのデータにつきましては、12ページになりますが、一昨年の小委でご報告させていただいたとおり、処理水ポータルサイトを私どもとしては新たに設置いたしまして、日本語版、それから英語版、また、機器に対してもPC版、スマートフォン版という形で公開に努めているところでございます。

現在、このポータルサイトには、9月30日現在のデータを11月26日に公開しておりますが、今後も引き続き、四半期ごとにデータの更新を行っていきたいというふうに思っております。12月31日までのデータにつきましては、来月12月末までには公開したいと思っておりますが、お手元の13ページ以降につきましては、現在、11月30日までの取りまとめたデータのほうを、これまでと同様、13年の4月からプロットしたものを用意させていただきました。先ほど示したもので以降、告示濃度を下回る処理ができているというふうに考えております。

また、最終ページをごらんください。

トリチウムの濃度の推移でございます。こちらは、11年事故直後以降、少しずつ下がってきておりましたが、17年の春ごろから、リアクタービルからの流入の影響と推定しておりますけれども、トリチウムの濃度が上昇したということが観測されています。しかしながら、18年の夏ごろからまた徐々に下がり始めておまして、現時点では約100Bq/Lを下回るというような状況になっています。こちらについても、引き続き、経過の観察をするとともに、同様な公開に努めてまいりたいというふうに思っております。

東京電力からは以上でございます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

これまでのご説明に対しまして、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

森田委員。

○森田委員

ちょっと確認したいんですけども、例えば、3ページでもいいんですけども、3ページの注の2のところに、主要7核種の告示濃度比総和推定値プラスそれ以外の推定値0.3というのがあるとは思いますが、この0.3は足して0.3という意味ですか。

○東京電力（松本）

東京電力からお答えさせていただきますが、こちらは、主要7核種の告示濃度比の総和をまず計算して、それ以外の主要7核種以外の告示濃度比の総和を0.3というふうに仮置きして、足し算した結果で、1未満であるということが17万7,100m³あるということを示しています。

○森田委員

この推定値0.3というのは、どこから来ているんですか。

○東京電力（松本）

これまで、私どもが主要7核種以外の濃度をはかった際に、測定した経験をもとに、これぐらい保守性を持っていけば問題ないだろうというふうに推定したものです。以前、K4のタンクで0.29というのをお話ししたと思いますけれども、あの際には、この主要7核種以外の告示濃度比を0.03というふうにしています。これは実測してまして、0.03、きちんとケース限界値を下げてきちんとはかっていましたので、7核種以外の核種として、ある程度正確に0.03というふうに決定したものです。

こちらのほうは、0.3と見越しているのは、いわゆる、濃度……

○森田委員

僕の解釈だと、K4エリアをはかったときに、主要7核種を入れても0.29だったので、主要7核種を抜いた場合は0.3だとすごく保守的になるという意味かなと思っていたんですけど、そうでもなく、0.3ということですか。

○東京電力（松本）

K4エリアタンクの0.03を、もともと、K4エリアタンクのほうは主要7核種で0.26、それで主要7核種以外で0.03ということで、0.29というふうにご報告しました。これは主要7核種以外をケース限界値を下げてきちんとはかった結果、そんなに、我々がもともと0.3と見込んでいたものよりも随分実際は小さいんだということがわかった次第です。

○森田委員

それはわかって、すごい0.3が保守的なというか、安全側に見た数字だと思うんですけども、要は0.3というのがどこにも説明なく出てくるので、これは全部、62核種足したときの0.29を見て0.3にしているんですか、というわけでもないということですか。

○東京電力（松本）

それはおっしゃるとおりです。K4タンクのほうは成分をきちんとはかった結果、0.29としていますし、こちらで、3ページで評価した際は、主要7核種以外の核種を全部正確にはかろうとすると時間がかかりますので、今回は保守的に0.3というふうに置いています。

○森田委員

例えば、5ページとかで、実際に主要7核種を、推定になるんですけど、推定で告示濃度を出して足していったら、0.3も足すので、ある意味、主要7核種を2回足しているような感じになってしまっているという、これは大きく見ているからそっちに見てもいいんですけど、それでいいということなんですか。

○東京電力（松本）

数字的には、そういうイメージになります。

○森田委員

それで、ついでなんですけど、ヨウ素の129が2回ほど告示濃度を超えてしまっているところがあったじゃないですか。これだとよくわからないんですけども、実際のデータを見ると、後側で超えたほうというのは、4月に入ってから超えていますよね。

確認したいのはそこだったんですけど、その場合、出口濃度で超えていても、それはタンクに入ったところで、推定値で出すので、そこで超えていないという解釈でいいんですよね。推定値で、ちょっと話長くなってすみませんけれども、前回の委員会ときの議事録を見ると、K4エリアだけ、一応、全部実測して確かめたということなんですけど、そのときに、ほかのエリアも、一応、全部実測を試みるという話だったんですけども、その状況はどうなっているのでしょうか。

○東京電力（松本）

順次、実測をしております、ちょっとデータのほうは、今、持ち合わせていませんが、前回、トリチウム量860兆というふうに評価した際は、それぞれのタンク群ごとに実測が終わったものを全部足し合わせています。それがまだ実測が終わっていないものはまだ推定値ということで入れさせていただきますが、同じようなことをやっています。

○森田委員

もう一個、いいですか、ついでに、二次処理をしなければいけない水がたくさんあると思うんですけども、その二次処理というのは、進んでいるのでしょうか。

○東京電力（松本）

現在ではやっておりません。まだ安全に保管するというので、タンクにためております。

○山本（一）委員長

そのほか、いかがでしょうか。

崎田委員、お願いします。

○崎田委員

今のご質問のところを、もう少し明確に伺いたいと思うんですが、二次処理のことなんですが、3ページのところで、先ほどご説明のところ、今後、二次処理を告知濃度比総和の1以上のところは実施するという話でしたが、今後、処理方法が決まった段階で、この部分は全て二次処理をしていただくという理解でよろしいんですね。

○東京電力（松本）

はい、結構です。二次処理を1以上のものについてはする必要はあると思っていますし、きょうお示しさせていただいたとおり、現在のALPSの処理能力から見ても、1未滿を達成するという除去能力もそうですし、1ページにあります処理量のほうから見ても可能というふうに判断しています。

○崎田委員

その場合、2ページのところに、前処理と多核種除去装置という詳細なご説明の図があるんですけども、二次処理の場合には、この前処理、多核種除去と両方通すんですか。それは、水の成分によってこれを実施するという意味ですか。

○東京電力（松本）

いえ、基本的にはこれは最初から全部、途中から入れるというよりも、最初の前処理からやっけていきますけれども、お話にあるとおり、もともと、ここを一旦通った水ですから、実際にはこの前処理で、実際、吸着させている量、そのものは減っています。

○崎田委員

ありがとうございます。

最後にもう一点なんですけれども、後半のところ、14ページ以降のところですかね、グラフがいろいろ公開されているというお話がありました。ここのところ、細かいデータを公開しているんでしょうか、という海外のマスコミの方から質問を受けたりとか、結構、そういうこともありますので、できるだけ多くの方がこのデータに、ホームページ上で行きつきやすいようにしていただければありがたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

○東京電力（松本）

わかりました。もともと、情報公開の不十分さから、こういうポータルサイトもつくったわけなんですけれども、作りっ放しにせず、アクセスしにくいですとか、あるいは、こういうふうなことはやられたほうがいいんじゃないの、というようなところは、いろいろ意見を伺いながら改善していきたいと思います。

○山本（一）委員長

辰巳委員。

○辰巳委員

私も、今、お二人、前の質問でかなり理解したんですけれども、聞きたかったのは、やはり、今回のまとめの中でも、二次処理というのは非常に重要な言葉なので、それに関してお聞きしたいなというふうに思っていたんです。それでやり方を2ページのところでご説明いただきたいなというふうに思っていたので、大体、わかりました。わかったというか、もう一回、スタートからやるんだなというのだけはわかりました。

それから、もう一つ、言葉ですけれども、多核種除去設備という単語がずっと使われてきていて、最初の説明のところでは「以降「ALPS」という」というふうな書き方をしているんですけれども、後ろのほうの資料等は、全部、多核種除去設備という言葉が使われていて、私たち素人が見たときに、やっぱり、わからないです、用語がいっぱい使われているのが、だから、このところはやっぱり、わからない人に、素人に対してわかるように、どちらか片方にするか、あるいは書いて括弧して「ALPS」と書くか、何か、そのような形でわかりやすくしていただきたいなというふうに思いました。

○東京電力（松本）

おっしゃるとおり、私どももALPSと言ったり、多核種除去設備と言ったり、私ども自身もいろいろ、言いやすかったりしますので、そういう面では気をつけていきたいと思っています。

それからあと、以降、補足ですけれども、二次処理につきましては、ALPS、既設、増設、高性能のALPSを使うことが前提ですけれども、さらに手前にROという、膜でこしとるといいう方法もございますので、そういった面もいろいろ組み合わせていきたいとは思っています。

○山本（一）委員長

高倉委員、お願いします。

○高倉委員

少し誤解されがちと思われませんが、一次処理あるいは二次処理した汚染水は、そのまま処分されるのではなく、実際に処分する場合は、法的基準に従って規制庁と企業が責任を持って、実施するわけですから、今のタンク内のデータも大事ですが、現実には、処理処分する時のデータを確実に公表する。それが、一番大事だと思います。

○東京電力（松本）

まさにおっしゃるとおりでございます、実際に、どういう処分方法をとるかによって、処分の直前といいますか、前の段階、私どもの言うところの二次処理が終わった後の、もちろん、サンプリングをして、どういう核種が、どれぐらいの濃度で存在するのかというのはきちんとはかるといこともそうですし、あと、どういう放出方法によるかによりますけれども、トリチウム

に関しては、希釈するということが前提ですから、どれくらい希釈されるのかということも審査、規制庁さんと十分に詰めながら決めていきたいというふうに思っています。

○山本（一）委員長

開沼委員。

○開沼委員

二次処理系の話ではなくて、ちょっと違うところですけども、ご説明の最後にあった40ページの話ですね、2018年のあたりで、がくっとこのグラフが上がっている。トリチウムは上がった。これのメカニズム、簡単にご説明、一言でいただきましたけれども、もう少し詳しく言うだけないでしょうか。これからトリチウムの話が非常に重要になりますので、また、こういうことが起こるのかなという懸念があって何うわけですけども、いかがでしょう。

○東京電力（松本）

不十分で、申しわけございませんでした。

私どもは、現在、いわゆる、建屋の中の滞留水で、特に、タービン建屋については、今後、さらに大きな津波が来た際に、建屋の滞留水、高濃度でございますので、これがまた環境に放出されるということのリスクを低減するために、現在、建屋の滞留水を回収するという作業をしています。その結果、タービン建屋側の滞留水の水位は、徐々に下がってきているという状況にあります。

したがって、当初は、地下水の流入と建屋と吸っていますから、薄くなる方向にいったんですけども、タービン建屋の水位がある程度下がってくると、原子炉建屋側との連通口と見えますか、つなぎの部分から水が入る量が、結構、顕著に見えてきたというところが、事象としてあります。その結果、もともと原子炉建屋、格納容器も含めて原子炉建屋に含まれているトリチウムの濃度が、比較的濃いものがタービン建屋側に流入してきた結果、この上昇を招いたんではないかというふうに推定しています。

18年の夏ごろ、一旦、それがピークを迎えまして、その後は原子炉建屋側からの流入が、また、まだ正確には確認できていませんけれども、減った結果、また、タービン建屋側の滞留水の濃度としては下がってきたというような状況です。

したがって、今後も水位の変化と、あるいは、周りの環境の状況とかを見ながらこの濃度については注目していますし、先生がおっしゃるように、分析、どういう理屈なんだろうかというのは考えていきたいというふうに思っています。

○開沼委員

ありがとうございます。

ということは、建屋内のトリチウムの濃度というのはかなり偏りがあるというか、場所によっては薄いところもあるし、場所によっては濃いところもあるし、そして、これから作業が進捗していく中で、どこの水が外に出てくるのかというところで、かなり変動があるというふうにとらえながら、今後の進捗を見たほうが良いということですかね。

○東京電力（松本）

はい。おっしゃるとおり、今、下がり傾向にありますので、それで安心するのではなくて、先生がおっしゃるように、どういう事態が起こるかもしれないという前提で、作業は進めていきたいというふうに思っています。

○山本（一）委員長

お願いします。

○関谷委員

取りまとめのほうで言おうと思っていたんですけども、ちょっと、このところでは言わせていただきたいというふうに思います。

取りまとめ案では、浄化処理を終えたALPS処理水とは言えないというのが現状の状況として書いてあるんですけども、もちろん、二次処理をして、その後流すということは承知しているんですけども、今、ポータルでも処理水というふうに書いてありますし、けど、一方で海外とかだと、今現状のはまだ未処理の部分が残っている、つまり、告示濃度比の限度比を超えているというふうなところの誤解というのがすごくあるんだろうというふうに思います。

ですので、もちろん、もしも処理することになった際は、当然、二次処理を終えて薄めて放出ということはなるんだと思うんですけども、今の、現状のが処理水でないということも、処理水とは言えないですか。要は、完全に処理されているものではないということも、やっぱり、きちんとわかってもらった上で、かつ、処理をして放出するんだというところまでセットになってわからないと、すごく誤解を生んでいるような気もするので、処理水ポータルというふうになってしまっているの、きちんと、その部分の説明も改めてさせていただいて、ちゃんとこれから処理をするんだということも含めて、広報していただければというふうに思います。

○東京電力（松本）

ご指摘、ありがとうございます。今回の取りまとめ案を踏まえまして、処理水ポータルにつきましては、見直しを図りたいと思います。

○山本（一）委員長

森田委員。

○森田委員

さっき、現状、二次処理はどのくらい進んでいますかというのを聞いたんですけれども、K4エリアは処理をゆっくりやったというか、余裕を持ってやったから大体取り除けたという話だと思んですけど、やはり、二次処理をしてきちんと取り除けるという実測値を早く出すべきだと思います。

○東京電力（松本）

それは、一旦、今、貯留してある水を、一旦、浄化してみようということですが、ちょっと検討します。

○山本（一）委員長

そのほか、いかがでしょうか。

特になければ、次に、議題3の残された論点及び取りまとめに向けた議論についてに移ります。まずは、事務局から説明をお願いします。

○奥田対策官

資料3-1、それから3-2がございますけれども、あわせてご説明させていただければというふうに思います。

先ほど、委員長からご紹介いただきましたけれども、前回の委員会、たくさん意見をいただきましたし、その後も事務局のほうにたくさん委員の皆様からご意見をいただきまして、ありがとうございました。なるべく、その意見を反映させたつもりでございますけれども、反映漏れ等、またちょっと趣旨が違うというところがあれば、また、きょうご議論いただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

まず、全体の構成で大きく変えたところとしまして、2ページ目、3ページ目に「はじめに」というところを入れたことと、あと、一番最後、39ページ以降のところ「まとめ」という形で全体の構成を、まず、変えてございます。その上で、中のところ、特に、処分方法のところと風評対策のところについては、前回、コメントをたくさんいただいてございますので大きく修正をしている、こういうことでございます。ページに沿って順番に、修正点を中心にご説明をさせていただきます。

まず、2ページ目でございます。先ほど申し上げましたように「はじめに」ということを新しく項を立てて記載をさせていただきます。このところで、この小委員会の中で考えてきた基本的な考え方を改めて記載をさせていただいてございます。

まず最初のところで、風評の影響が、今なお残っているという中で、政府がしっかりと福島復興再生をさらに進めるために、前面に立って取り組むことを委員会として期待をするということ、それから、その次のところは、復興と廃炉の両立が大原則ということの中で、3つ目のとこ

ろで、福島の復興を果たしていくこと、そのためには、廃炉、汚染水対策を着実に終了させていくこと、また、その廃止措置が終了する際には、汚染水対策の一つであるこのALPS処理水も廃炉の作業の一環として処分を終えていることが必要であるということ。

また、一つ、風評の影響が大きいということも含めて、この小委員会で検討していきたいという中で、下から2つ目の段落のところの最初でございますけれども、廃炉を進める中で、ALPS処理水の処分というのが風評への影響を生じることから、ALPS処理水の処分を急ぐことにより風評被害を拡大し、復興を停滞させることがあってはならない、こういうことを記載してございます。

一番最後、下のところでございますけれども、この小委員会での検討を、政府がALPS処理水の処分方法を決定するための判断材料を専門的な見地から提供するものであり、関係者の意見調整を行うものではないということで、この委員会の位置づけを明確にしております。

それから、3ページのところ、今もご議論いただきましたけれども、ALPS処理水といっても処理し切れてないものがあるということでございますけれども、そのことを、ここの注書きのところに、最初に記載させていただいております。二次処理を行うということも含めまして、この委員会の中では、二次処理をするのは当然ということ为前提として、議論してきていただいておりますので、この報告書の中で、基本的にALPS処理水というものは特段のこだわりがない場合には、二次処理をした後のことを念頭に置いて議論してきているということを注記をさせていただいております。

それから、すみません、そういう意味では、最初にご説明すればよかったんですけども、きょうの資料の中で、黄色で塗られている部分が、前回12月にお出しをした取りまとめ案からの変更点ということでございますので、その点を中心に見ていただきますので、ちょっと、最初の数ページは大きな修正はございません。少し字句の修正等をさせていただいております。

10ページ目でございます。

10ページ目の真ん中、図の下のところで、令和7年以内に100立米以下に抑制させるということで、汚染水の発生量でございますけれども、12月に中長期ロードマップ、委員会の後に改訂をいたしましたので、その点をここに追記をさせていただいております。

その次は、少し言葉の修正のところでございます。12ページ、13ページのところで、少し修正をしたところをご説明をさせていただければと思います。

大きく、12ページのところの書きぶりも修正をしているんですけども、大きくは、13ページのところで、これも少しわかりやすく書き直した点と、表現を変えたところがございますけれども、上から2段落目のところで、「廃炉・汚染水対策は」というところですけども、その一番

最後のところで、タンクを保管継続するための敷地外の放射性物質の持ち出しや敷地の拡大は、保管施設を建設する地元自治体等の理解や放射性物質保管施設として許認可等が必要であり、実施するには相当な調整と時間を要するというので、ここの表現は、委員の皆様、コメントいただいたところを含めて修正してございます。それにあわせて、12ページのところの書きぶり等々の修正をしていると、こういうことでございます。

それから、次のページにいていただきまして、14ページのところは、これまでの14、15ページのところは、少し表現をわかりやすく修正をしたというような修正をさせていただいているところでございます。

それから、17ページでございますけれども、前回、少し同位体分離のところでご議論ございましたので、その点を（7）トリチウムの同位体分離について、というところで少し付記をさせていただいたというところでございます。

それから、少しまた飛ばしていただいて、20ページのところは、管理目標値のところでございますけれども、これも前回のご議論を踏まえまして、少し、経緯も含めて、わかりやすく記載を修正させていただいたというようなところでございます。

それから、22ページのところからが処分方法の検討というところでございますけれども、この最初のところは、少しわかりにくいところを修正したというのが22ページ、23ページにございまして、大きく変えましたのは24ページからのところでございますので、そこについて、少し丁寧に、まずご説明をさせていただければと思います。

ALPS処理水の処分方法等について、というところでございます。処分した場合の社会的な影響について、ということで、まず社会的な影響について、これまで委員会の中で議論されてきたことをしっかり取りまとめ案の中にも入れるべきというご指摘も前回ございましたので、こういう形で、処分方法の違い、特に、処分の地下水を経由するのか、海水を経由するのか、大気を経由するのかによって社会的影響を直接与える地域、それから、世界的影響を直接与え得る対象、それから処分が完了するまでの期間と、こういったところが違いが出てくるということでご議論いただきましたので、こういったところを記載させていただいてございます。

その下のところ、表の下のところで、こうした社会的影響については、心理的な消費行動等によることが大きいことから、その影響力について、一定の仮定のもとに見積もることはできるものの、総合的に大小を比較することは難しいと考えられる、これは前回の記載と変えていないと思いますけれども、その下で、前回のご指摘も踏まえまして、しかしながら、特段の対策を行わない場合には、これまでの説明・公聴会や海外の反応を見れば、海洋放出について社会的影響は特に大きくなると考えられ、また、同じく、環境に放出する水蒸気放出を選択した場合にも相応

の懸念が生じると予測されるため、社会的影響が生じると考えられるということで、この違いを少し表記をさせていただいているところがございます。

それから、その次に、いずれの処分方法を選択したとしても、やはり、それぞれの処分方法の特性を踏まえて、処分した後に生じる風評被害の備えを講じる必要があるというところを大きな考え方として記載をしてございます。

社会的な影響の分析をした上で、②のところ、処分方法の技術的観点からの検討についてというところがございます。この②のところは、黄色くなっているところが少のうございますけれども、前回、特段、大きなご意見はございませんでしたので、大きく修正をしているところはございませんけれども、③のところ、水蒸気及び海洋放出のメリット及びデメリットについてというところで記載をしてございます。ここにつきましては、12月のときには、ケース1、ケースの2、ケースの3という形でご議論いただきましたが、その中で、どのケースがいいということを経るというような議論ではなくて、それぞれのケースについて、さまざま、コメントをいただいておりますので、そのコメントをできるだけ政府への提言という形で伝えるにはこういった形で、メリット、デメリットを整理するほうが伝わりやすいのではないかとということで、こういう整理をさせていただいております。

まず、この③のところでございますと、社会的な①、②で書いたことを踏まえますと、水蒸気放出及び海洋放出について、メリット、デメリットを整理すると以下のとおりになるということですが、政府がこうした点を踏まえながら、地元を初めとする幅広い関係者の意見を聞きながら最終的に判断を行うことを期待するというところで整理をさせていただいた上で、水蒸気放出につきましては、事故炉で実際に行われた前例があり、通常炉でも使用済み燃料プール等から自然蒸発したトリチウムを含む水蒸気が管理された形で換気に伴って放出が行われている。通常の換気に伴う放出の際には、放出管理の基準値の設定がないということで、前例にとらわれず、最適な解を導きやすいという指摘もあるということ、メリットとして書いてございます。

それから、水蒸気放出の場合には、ALPS処理水に含まれる幾つかの核種が放出されず、乾固して残るということも予想されるということでございます。予想されるということで、環境に放出する核種を減らせるということが一つ挙げられてございます。一方で、その残渣が残るということも留意が必要であるということも書いてございます。

それから、事故炉の前例につきましては、量的な規模の違いがあるというところは留意事項として挙げさせていただいているというところがございます。

それから、その次の段落のところは、放出後の拡散についてでございますけれども、やはり、水蒸気放出の場合には、地表への沈着後に大気の蒸散が起こるということで、事前に予測するこ

とが難しいということで、モニタリング等の対策を検討する際の課題になるということ、それから、降雨や風向の気象条件によって生じるモニタリング結果のばらつきが、海洋放出と比べると大きいことが想定されるため、風評への影響を踏まえると、規制基準と比較して、なお、十分に希釈した上での放出を行うなどの配慮を行うことが必要である、こういう意見を書かせていただいております。

それから、社会的な観点でございますけれども、先ほどの表で、分析をされているところでもございますけれども、水蒸気放出を行うことにより影響を受ける産業は、海洋放出により幅広い産業であることが想定され、福島県及び周辺地域全体の産業に風評への影響が生じることに留意が必要であるということでございます。

一方で、海洋放出でございますけれども、国内外の原子力施設において、トリチウムを含む液体放射性廃棄物が冷却用の海水により希釈され、海洋へ放出されているというところでございます。福島第一の場合には、放出管理の基準値が年間22兆Bqと設定されてはいたしましたが、国内の原子力発電所から1サイト当たり210億から87兆Bq放出されているということで、処分量との関係でも、実績のある範囲内での対応が可能であると考えられるということでございます。

これまでの通常炉で行われてきている実績、それから、放出設備の取り扱いの容易さ、モニタリングのあり方も含めて、海洋放出のほうが確実に実施できるという点は利点の一つであるということで、具体的に、ということで、その下を書いてございますけれども、放出の設備につきましては、水蒸気放出に比べると簡易であるということで、実施者である東京電力が放出システムを設計ですとか、その取り扱いについて知見を有しているということで、設備の建設、運用面において、水蒸気放出に比べて、より確実に処分を行うことが可能である。ただし、排水量とトリチウムの放出量の量的な関係、これにつきましては、福島第一原発の事故前と同じにはならないということ、を留意点として記載をしております。

それから、海洋放出の拡散のところでございますけれども、放出後の拡散については、気象条件等によっては、もちろん、事前の予測よりも希釈拡散されないという特殊な状況を排除できないんですが、水蒸気放出と比べますと、海流は比較的変動が少ないということで、希釈拡散の状況を予測しやすいということでございます。

したがって、その影響の範囲を想定することが容易であり、モニタリングによる監視体制の構築の検討が比較的容易である。また、放出後の拡散状況について、意図しない状況は起こしにくく、想定外のことが起こりにくい点は、風評に影響を考える際に利点となり得るということでございます。

こうした、上記の特殊な状況の可能性はもちろん残りますので、やはり、水蒸気放出と同じく

規制基準と比較して、なお十分に希釈した上での放出を行うなどの配慮を行うことが必要となるということは同じというふうに考えてございます。

社会的な観点でございますけれども、これも先ほどの表の整理のことをもう一度書いているところでございますが、福島県及び周辺海域の水産業や観光業に風評への影響が生じること、特に、福島県の試験操業の漁獲量は、試験前と比較として2割にも回復していない状況であり、特段の配慮を行うことが必要であるということで、社会的な観点の状況を付しているところでございます。

それから、この2つの水蒸気放出、海洋放出について、UNSCEARのモデルを用いて、放射線の影響の評価を行ってございます。前々回のときにお示したものにつきまして、前回ご意見として食品の摂取量がアジアパシフィックの摂取量を使うのでは、少し、日本の摂取量と違いが出ていたのではないかとということで、今回、もう一度、日本の摂取量を使った形で試算をさせていただきます。それが資料の3-2になりますので、すみません、ちょっと飛びますが、資料の3-2をごらんいただけますでしょうか。

これは、前回の委員会のときにご説明した資料を、また同じ資料に書き加えている形でございますので、ちょっと、1ページは説明を省略させていただきまして、2ページ目をごらんいただければと思いますけれども、2ページ目の上のところの表でございます。これは、水蒸気放出の際の食品の摂取量のところでございます。前回はここに書いてございます「Asia+Pacific」と書いているところの摂取量を採用していましたが、今回、日本の実態に合わせるということで、平成29年度の国民健康・栄養調査のデータを使いまして、UNSCEARのモデルに当てはめられるように、穀物、植物、果物、牛乳・乳製品、肉類というような形で分類をし直した上で、当てはめて、計算をさせていただきます。

同じように、海洋放出につきましても、そのページの下のところ、それぞれ、国民健康・栄養調査から導き出した食品の摂取量を使って計算をさせていただいてございます。その計算結果がその次のページに書いている数字でございます。

ここに書いてございますように、数字を見ていただくと、前回の数字はここには載せていないんですけども、大きな桁が変わるような違いというのはございませんで、少し、それぞれ、食品の摂取量によって違いが出てくるということでございます。実際に、最終的には、ここに書いてございますように、大気放出の場合であれば360兆Bqの放出が毎年続いたという仮定をしたとしても、0.00121というところでございます。そのうちのトリチウムのところが0.0011というところでございます。大半がトリチウムという状況も含めて、変わっていないというところでございます。

その次に海洋放出のところでございますけれども、同じく、860兆のところを見ていただきますと、0.000071から0.00081mS v/年ということでございまして、このところにつきましても、傾向としては大きく変わりませんで、前回と同じく、検出下限値濃度の核種が検出下限値かゼロの場合ということで、幅を持ってお示しをさせていただいておりますけれども、このような値になっているところでございます。

すみません、本体のほうに戻っていただきますけれども、こういった修正をいたしましたので、その修正の状況を、27ページの上のところに記載させていただいておりますが、いずれにしましても、この自然放射性的の影響2.1mS vと比べますと、1,000分の1以下の数字になるということでございまして、こうした科学的な情報について、しっかりと情報発信していくことが風評への影響を抑えるために重要であるということで、記載をしております。

それから、27ページ、その下がモニタリングでございますけれども、ここはわかりやすさの観点で、少し修正をさせていただいたところがございます。

29ページ以降が、風評被害対策の方向性について、というところでございますが、ここは、前回、やはり、対策を具体化すべきであるということですか、また、これまでの検討の状況も含めて、しっかりと、これまでの対策を分析した上で検討してきたことを記載をすべきであるというようにご指摘もいただきましたので、そういった点を含めて、修正をさせていただきました。

ですので、ちょっと、構成を全体としては変えてございますので、その点も含めてご説明していきますが、29ページの一番上に書いてございますように、この小委員会では、風評被害について、過去の事例ですとか、福島第一原発の対応などの前例をもとに検討を行ってきたというところで、まず(1)として、風評被害の基本的考え方①でございますけれども、風評被害が生じるメカニズムと前例ということで、風評被害の前例として、これまでのさまざまな、第五福竜丸ですとか「むつ」、それからJCOの事故、こういったところを、例示をさせていただきながら、風評被害の原因というのが情報過多社会であり、科学的な正確性の判断が難しいこと、また、代替品を求めることができる社会であること、心理的に高い、安心・安全を求める社会的な風潮が考えられるということで、風評被害のこれまでの前例と風評被害についての定義を書かせていただいているところがございます。

その下のところ、一番下の段落でございますけれども、そうした中、風評被害の対策としてはこの委員会の中で議論していただきまして、情報を正確に伝えるためのリスクコミュニケーションの取り組みと、風評被害の防止、抑制、補填のための経済対策、これが考えられるということで、この2つを実施していくことが重要だという議論を、これまでしてきていただいているところがございます。

次のページ、30ページでございますけれども、上のところ、今申し上げたことが、図の形で表現をさせていただいたところでございます。

②のところでございます。先ほど、今申し上げた①のところは一般的な風評被害の議論でございますが、②のところ、福島第一原子力発電所の事故の影響による風評被害というところで、最初のところに、まとめ、書いてございますけれども、福島第一原発の事故の影響としては、農林水産品や観光の忌避、放射性物質に起因した誹謗中傷が行われるといった被害が生じたと考えられるということでございます。

その下のところで、安全対策をとっているが、さらに次の段落で、やはり、その価格も含めて影響が出ているということで、まさに風評被害ということでございますけれども、そういったことについて、これまで、さまざまな対策がとられてきているということが、そのページで記載をさせていただいているところでございます。

次の31ページでございますけれども、その上で、このような取り組みや取り組み状況の情報発信を行うことで、福島県産を避ける人は減少してきているというのが、今の、現状ということでございますが、風評被害というより、それによって風評被害という経済的な影響は小さくなってきているんですけれども、事故後に、出荷制限ですとか、営農・操業の自粛により流通が行われない状況が継続したことですとか、また、福島県産品を避ける対応が常態化したということによって、他県産品への代替が進むなど、流通構造が変化して販路が回復しない状態が続いているということで、風評への影響はなお残っていると言わざるを得ないというのが現状であるというふうに分析をしております。

こうした中で、次の③のところ、ALPS処理水を処分した場合の風評への影響というところで、全ての人々の不安が払拭されていない状況下では、程度や発生時期の差はあるものの、その情報が、マスメディアやSNS等により情報伝搬され、その結果、懸念を持つ消費者もいることから、こうした状況が流通業者や生産者等に伝搬していくことで、負の社会的な影響が生じるということでございます。

その上で、次の32ページの一番上のところでございますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、こうした一般論に加えまして、先ほど申し上げましたように、事故の影響による風評被害が今も残っているということを踏まえ、ALPS処理水を処分した場合に生じ得る風評への影響というのは、事故後から残るこの風評の影響に上乗せされた形になって広がるのが想定される、こういうことをここに記載させていただいております。

このため、これまで実施してきた福島第一原発事故による風評被害への対応を踏まえながら、風評被害全般の対策を講じていくべきであるというのが、この段落で記載させていただいてい

るところでございます。

したがって、この次の(2)のところ、福島第一原発事故による風評被害への、これまでの取り組みということで、政府、福島県、東京電力の取り組みにつきまして、まとめて記載をさせていただいてございます。

まず、①が政府による取組というところでございますが、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、国内外に対して、正確で効果的な情報発信や、被災地産品の販路拡大などに取り組んでいるということでございます。

具体的にその下を書いてございますが、きょうは時間の関係で、割愛させていただきたいと思っております。

次に、33ページの真ん中あたりが、②福島県の取組というところでございます。福島県につきましては、風評・風化対策強化戦略というところを定めまして、県産品の販路回復・開拓、それから、観光誘客の促進、国内外への正確な情報発信、「共感と応援の輪」及び「共働」の拡大に向けて取り組んでいるということで、ここも、具体的な取り組みはその下に書いてございますけれども、少し省略をさせていただければと思っております。

それから、次のところ、34ページのところが、東京電力の取組というところが③でございます。東京電力は、風評被害に対する行動計画を作成しまして、ふくしま応援企業ネットワーク会員企業に協力をいただきながら、購買増強ですとか流通促進、また、情報発信、共同事業、この3つを柱に、取り組んでいるということで、ここも具体的なことは、その下に書いてございますが、説明は割愛させていただければと思っております。

その上で、34ページの一番したところ、(3)でALPS処理水を処分する場合の対応策ということで、こうした状況を踏まえた上で、どういった対応をしていくのかというところでございます。

処分を行う際に、風評被害を生じさせないという決意のもとに、処分方法を工夫することによって、風評への影響を抑えることを検討すべきであるということでございます。

一方で、そういったことをやったとしても、やはり、全ての人々の不安が払拭されていない状況のもとでは、ALPS処理水を処分した場合に、程度や発生時期の差はあるものの、風評被害を生じることは想定すべきであるということで、次のページに移りますけれども、処分した後に生じ得る風評被害への備えを講じるという観点から、風評被害対策を検討し、必要な対策を講じていくことが求められるというのが、大きな考え方でございます。

ですので、まず、①としまして、風評への影響にも配慮した処分方法の検討というところでございます。これにつきましては、少しわかりやすく修正したところ、追記したところが

ございますが、大きな考え方といたしましては、できる限り風評が生じないような形の処分方法を検討していくことが必要という中で、まず、先ほども議論になりましたけれども、確実に二次処理を行うということと、確実に二次処理が行われているということですか、処分する処理水の濃度のデータ、これをわかりやすく、丁寧に情報発信していくべきであるということでございます。その際に、第三者の関与も測定の結果の妥当性、透明性を高める上で重要、こういうことも指摘をいただいております。

それから、その風評への影響を抑えるために、処分の開始時期ですとか処分量、処分の期間、処分の際の濃度、こういったものについては、関係者の意見を踏まえて適切な方法で決定することが重要であるということでございます。特に処分の際の濃度でございますけれども、規制基準を満たすだけではなく、これまでの実績を示しながら、その比較の中で、関係者初め消費者にも安心して受けとめられるような処分方法を模索すべきであるということでございます。

また、ご意見いただいて追加したところでございますけれども、処分実施時には、異常を検出した場合に処分を緊急停止するといったことは、当然、実施すべきであるというところでございます。

それから、その下のところで、環境モニタリングのところでございますけれども、環境モニタリングについては、周辺測定結果のわかりやすく丁寧な情報発信というのが大事であるということと加えて、一番最後のところに書いてございますが、事前の拡散シミュレーション、これも周辺環境の安全性に関して問題ないことを示していく上で重要である、こういうふうに考えてございます。

その上で、こうした対策をとったとしても、なお、風評被害が生じ得るということで、②のリスクコミュニケーションの取組というところにつながっていくわけでございますが、事故後の、事故直後と異なりまして、処分の決定から実施までにリスクコミュニケーションを行う時間があるということでございますので、この時間を活用して取り組みをしていく必要があるというところでございます。

具体的に言いますと、その下でございますけれども、情報発信・周知徹底を行う際には、やはり、事故後に実施した取り組みとして、イメージ戦略ではなく、検査体制や測定結果といった事実を伝えて安全な根拠をしっかりと示してきたことが積極的な購入を促すことになったということを踏まえて、処分方法ですとか処分の内容、処分に伴う放射線の影響が十分小さいことを、既存の事例の比較や事前のシミュレーションなどによってわかりやすく、丁寧に関係者や消費者に伝えていくことが重要である、こういうことでございます。

また、トリチウムの理解ということと言えますと、やはり、説明・公聴会も含めまして、まだ、懸念や不安を有している方がいらっしゃるということが明らかになっているということで、こうした懸念や不安を解消するために、この小委員会の中でも報告されたトリチウムに関する科学的な性質についてしっかりと発信をしていくということ、特に、トリチウムはエネルギーが弱く、影響が小さいということで、測定が難しいという事実もございます。実際に、測定を体験することなどによって、こういった科学的知見を伝えていくことも一案ではないかということで記載をさせていただいているところでございます。

それから、当然、前提となる放射性に関する教育が重要というのは言うまでもないということで、ここも追記をさせていただいたところでございます。

それから、伝え方の方法として、次の段落、前回からの記載のとおりでございますけれども、マスメディアですとかSNSの重要性ということに加えまして、その下のところで、やはり、放射線等に関して地域の方々とともに学び、考えるということで、セミナーやワークショップを実施されていたりとかしますが、そういったことを活用する。また、必要に応じて新たな機会をつくるということもございますけれども、真ん中ぐらいのところに書いてございますが、やはり、専門家と消費者などの一般の方々が直接コミュニケーションをとれるような、そういった出前講座のような取り組みを強化していくべきではないかということでございます。

また、ハンズオン型と言われるような体験学習ですとか、アウトリーチと言われる行政や関係者が直接住民のもとに出向いて、直接、意見を聞くような取り組み、こういったことについても広い視野で取り組んでいくことが重要である、こういうふうにとまとめてございます。

加えまして、こうした地域の取り組みを全国に発信するということが、さらに理解を深めていくということになりますので、地域の取り組みを他地域に発信していくということも重要であるということも記載してございます。

あと、海外のところでございますけれども、やはり海外のところ、一番下の段落でございますけれども、近隣国を中心に、ALPS処理水の取り扱いについて憂慮する声が聞こえてきてございます。特に、海外の場合には、福島第一原発の廃炉の進捗や福島の実況について、必ずしも正確な情報が伝わっていないということでございますので、まずは、こうした基礎的な情報を伝えていくということが重要である、その上で、この処理水の処分ということについても、しっかり情報発信をしていくことが大事ではないか、こういったことを付記をさせていただいたところでございます。

それから、③でございます。37ページに移って③でございますけれども、経済対策のここ

ろでございます。先ほど申し上げましたように、事故の影響による風評被害が、今、残っている中で言いますと、処理水の処分により、今、残っている風評影響に上乘せされる形で、さらなる経済影響がもたらされる可能性が極めて高いということを考えた上で、風評被害全般の対策を講じるべきであるということでございます。

具体的な記載をふやして、具体的な対策を書いていくということでその下、以下のところでございますけれども、まず、風評払拭について、官民それぞれ、さまざまな工夫を行いながら8年間の経験を生かしながら対策をしてきているところでございますので、こうした状況の中、より効果的にさらなる対策を進めていくということを考えると、これまでの風評被害対策の経験を生かしながら、より効果のある対策を、量的に拡大していくことが重要になるということでございます。

「例えば」ということで、例を挙げさせていただいてございますが、一番最初は、全量全袋検査による取り組みが消費者の信頼回復の好事例であったということを踏まえまして、そういった、しっかりと検査体制が構築されているということと、基準値と超える製品の流通が行われていないということがしっかりと伝わるような形をとっていくということでございます。ただ、トリチウムの場合には、測定に時間と専門性を要するということがございますので、環境モニタリングと食品のサンプル検査を組み合わせた分析体制を構築するとともに、トリチウム水が水と同様の性質を持ち、特定の生物や臓器に濃縮することがないこととあわせて、わかりやすく測定結果を伝えていくことが求められる、こういうふうにとまとめてございます。

それから、次のところ、GAPや水産エコラベルに代表されるような第三者の認証と、こういったものをつくることによって、食品安全だけでなく環境保全なども含めて、持続可能な農林水産業を目指していくという形で、経営改善ですとか効率化を追求するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待できるということでございます。

それから、やはり、販路が固定化をされてきているという状況の中で、重要になってくるのが販路の回復というところでございますので、その一番下の段落から次のページにかけまして、販路を回復させるための取り組みというところでございますけれども、イベントでは、売れ行きは好調であり、実績を積み重ねていくというところでございまして、次のページでございますけれども、小売り段階でも、常時、福島県産品が購入できる状況を取り戻していくことが重要であるということで、地道な販路の開拓が重要ということは当然のことではありますけれども、専門販売員の配置で、売り場全体に波及効果が見られるという報告もございますので、こういったことも取り組んでいくべき対策の一つであると考えられます。

また、通常の販売ルートへの回復や新規開拓に加えまして、オンラインストアの開設なども効果が見られているということでございますので、販路拡大の一つの手法として、こうした新しい手法、取り組みを強化していくことも、風評影響が固定化して流通構造の問題になっている中では重要な取り組みであると言えるのではないかと考えてございます。

それから、最後、④のところでございますけれども、こうしたさまざまな対策を強化していくということではありますが、このALPS処理水の処分という困難を乗り越えて福島復興・再生を果たしていくために、風評被害対策に関する取り組みを拡充・強化させることによって、風評払拭の取り組みを加速させていくことが必要であるというのが全体のまとめでございますけれども、一方で、将来生じ得る風評の影響ということは、現在では想定し得ない論点による影響が考えられるということもございますので、こうした将来の影響については、その時点で起こっている事象ですとか風評への影響について、具体的に、何が起こっているのかということを経営的に把握しながら、その先に新たに提起されるかもしれない風評被害についても、関係行政機関等が一丸となって機動的に対応をとる必要があるということで、まとめをしてございます。

その後、39から41ページにかけましては、先ほど申し上げましたように、これまで議論してきたところを、まとめとして記載をさせていただいております。きょう説明させていただいたことを重複する部分が多いですので、細かい説明は割愛させていただきますけれども、ALPS処理水の基本的な考え方というところが①、それから②で、処理水の科学的情報と二次処理の実施というところで、事実関係のところも含めて、記載をさせていただいております。ここに二次処理の話も追記をしているところでございます。

それから、③が処分方法について、ということで、先ほどご説明したもののエッセンスをここに記載させていただいております。

それから、④のところ、風評被害対策の方向性というところでございますけれども、これも、今、ご説明した内容を、エッセンスをここに記載させていただいている、こういう状況でございます。

それから、⑤のところでございますけれども、取りまとめに際して、ということで、少し「はじめに」でも触れておりますけれども、政府に本報告書での提言に加えて、地元自治体や農林水産業者を初めとした、幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら、責任と決意を持って方針を決定することを期待するという、その際には、透明性のあるプロセスで決定を行うべきであるということ、それから、政府の方針決定の中には、処分方法の決定のみならず、あわせて講ずべき風評被害対策についても、これまで、福島第一原発事故による風評被害

害への対策を踏まえて拡充・強化する形で取りまとめられるべきであるということ、それから、方針の決定後も国民理解の醸成に向けて、透明性のある情報発信や双方向のコミュニケーションに長期的に取り組むべきであるということ、こういったことを付記した上で、全体のまとめとさせていたいただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

今から、ただいまの事務局の説明に対してご議論いただきたいわけですが、都合上、3つに分けさせてもらいたいと思います。前回の小委員会と比べて、修正の多い処分方法というのが1つ目、2つ目、風評被害対策、3つ目、その他の部分、そういう形でご議論願えればと思います。

それでは、まず初めに、処分方法についてご意見を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。山西委員。

○山西委員

前回の資料では、ここで処分方法としては、海洋放出と水蒸気が有効であるという形で、そこは前回と変わってないと思うんですけども、前回は両方やるみたいなケースもありまして、恐らく、今回、それは具体的には書いてないんですけども、両方やることで、技術的にはリスクがふえるとか、両方のデメリットを受ける、結局、悪いほう取りになってしまうみたいなことがあって除いたのかなと思うんですけども、そういうことは、やっぱり、一言記述すべきではないかというのが一つと、あと、これはあんまり本質的ではないかもしれないんですけども、23ページの上のほうに、事故後にトリチウムを大幅に増加していることは考えにくい、という文章があるんですけども、私の見解では、事故でトリチウムができたわけではなくて、事故で、もともとあったトリチウムが出てきたということじゃないかと思いますので、ちょっと、この文章には違和感がありました。その2点で質問です。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

○奥田対策官

まず1点目でございますけれども、そういう意味では、前回、余りそこについてコメントがなかったのが今回、さらっと、すみません、まとめる中でまとめて落としてしまったところではございますけれども、おっしゃっていただいたとおり、デメリットがあるということは、やはり、政府に対する提言としては盛り込んでおいたほうがいいと思いますので、ちょっと、前回の表現

をうまく活用する形で追記をさせていただければいいかなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

それから、もう一つのほうでございますけれども、おっしゃっていただいていることを書きたくて、事故後にはないということを書いたんですけども、あったものが出てくるという趣旨を、少し、ここも追記をさせていただくような形にさせていただければと思います。

○山本（一）委員長

処分方法について、辰巳委員。

○辰巳委員

ありがとうございます。25ページと、それから最後の「おわりに」のところと、2カ所重ねて書いてあるところなんですけれども、水蒸気放出の場合、25ページだと下から2段目のところなんですけれども、水蒸気放出の場合は、放出管理基準がないことより、前例にとらわれず最適な解を導きやすいとの指摘もあるという表現があるんですけども、同じ文章が後ろにもあるんですけども、何か、私の感じだと、こういう放出管理基準がないというふうな方法というのは、やっぱり、行ふべきじゃない、あるいは、放出管理基準を検討するというふうなことで、するべきじゃないかなと思うんですけども、この書き方だけをすらっと読んだときには、最適な解を導きやすいという表現だと、これがいいよというふうに受け取れてしまうんですけども、そこら辺の趣旨がちょっと理解できてなくて、ご説明をお願いしたいと思いました。

○奥田対策官

まず、そういう意味では20ページのところに、この放出管理基準値の話が少し詳しく書かせていただいているんですけども、ちょうど、この黄色で塗っているところの一番下のところが最後の結論でございますけれども、したがって、放出管理の基準値を達成できないことをもって安全上の支障があるものではないということで、ここにある書いてございますけれども、運転上の管理をするための一つの、なるべく放射線量の排出を少なくするというこの実現をさせるための目標値を書いてございまして、規制上は濃度の規制によって安全を担保するという形になってございますので、そういった観点で、この管理基準値がないからといって別にその危険があるということじゃなくて、安全面については濃度基準で担保されているということでございます。

一方で、21ページに書いてありますように、海洋放出の場合には管理目標値が設定されていて、大気放出の場合には設定されていなかったという違いがあることをもって、ここに少し、もともと設定された数値がないということで、ここに書いてるように、前例にとられることなく、最適な解を導きやすいということで、以前、この委員会の中でもご指摘があったことを踏まえてここに記載はさせていただいている、こういう状況でございます。

○辰巳委員

今のご説明だと、最適な解を導きやすいという表現が、これがいいよという格好に聞こえてしまうんですけども、私にはね。そういう意味じゃないということ、ちゃんとわかるようにお願いしたいなというふうに思ったんです。

○山本（一）委員長

関谷委員。今の件？ 関谷さんは、違う、じゃあ、森田委員。

○森田委員

ここに書いてあることは、もともと僕のコメントから来ているんだと思うんですけども、要は、海洋放出に関しては管理基準の、これはあくまでも目標値が22兆Bq/年というのが設定されているが、そうすると、これを超えて放出するのは、今は特定原子力施設なので、それがありませんけれども、いかななものかという議論があるので、ただ、それが水蒸気放出だと、そのもとの目標値がないので、それがいかなものなのかという議論がないですよ、ということコメントしたら、こういう書きぶりになったというだけです。

○奥田対策官

そういう意味では、何となくメリットになるというふうな見え方をするぐらいであれば、これも森田委員とのご相談かもしれませんが、あえて書く必要もないことということよろしいんですか。それとも何か、書いた上で少しメリットじゃないけど、こういう点があるというのを書いておくということですか。

○辰巳委員

まず、基本的に放出の管理基準がないということは知らせていただきたい。それで、でも、だからいいんじゃないよということ、ちゃんと書いていただきたい。

○山本（一）委員長

関谷委員。

○関谷委員

1点目なんですけれども、ちょっと修正の意図が伝わってなかったみたいで、入っていないので、24ページの一番下段になるかなと思うんですけども、「しかしながら、特段の対策を行わない場合は、これまでの説明・公聴会や海外の反応をみれば、海洋放出について、社会的影響は特に大きくなると考えられ」のところなんですけれども、できれば、地下水バイパスによる海への放出、また、サブドレン水の海洋放出のときに、漁業に経済的影響が生じたこと、というのを、できれば、ここに入れていただければというふうに思います。ある意味、海洋への放出というのは、安全なものを放出しても、ある意味、漁業に影響があったというふうなことをきちんと、記

録として文章に残しておいていただければ、というふうには思います。それが1点目です。

2つ目ですけれども、これは意見です。修正というよりは意見ですけれども、文章として全体で、読んだときには、事前の修正では気づかなかった26ページの最初の段落のほうなんですけど、「社会的な観点では、水蒸気放出を行うことにより影響を受ける産業は、海洋放出より幅広い産業であることが想定され、福島県及び周辺地域全体の産業に風評への影響が生じうることに留意が必要である」というふうにあるんですけども、社会科学的に見たら、同じ外部不経済を海洋に流すものと、ほかに幅広い産業に対して影響を与えるといったら、要は、薄く広く影響を与えるというふうなニュアンスにもなるのかな。

つまり、幅広い産業に影響を与えるから問題だというのは、これをひっくり返せば、海洋放出、海に放出するというのは、1つの産業に集中して影響を与えるので問題だとも言えるわけで、この書きぶりというのは、幅広い産業に与えることが想定されるので留意が必要であるというのは、ここだけ特徴をぽつと持ってくるのはどうなのかなというのが、意見として思います。だからといって、僕は落としたほうがいいような気がするんですけども、このまま残すんだとしたら、修正案はないのでこのままでもいいと思うんですけど、ちょっと違和感がある表現だというふうに思いました。2番目は意見です。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

○奥田対策官

まず、地下水バイパスサブドレンのときの風評の影響というところなんですけれども、これ、我々も、いろいろと状況は調べてみたんですが、やはり、地下水バイパスサブドレンのときというのは、特に、漁業だと思うんですけども、まだまだ、今もそうなんですけれども、今以上に回復していない状況の中で、地下水バイパスを運用開始したとか、サブドレンの運用を開始したことによって、何か、そこからさらに変化があったかどうかというところは非常に見にくいということもございまして、あえて、ここにその記載をするかどうかというところは悩んでいるところでございました。

○関谷委員

客観的には難しいと思いますけれども、福島県内の漁業の方々が取り引きの相対の場面で、そういうふうにおっしゃっているのは事実なので、私は、やっぱり書いていただいたほうがいいと思います。その上で、こういう問題が生じるんだというふうなことを踏まえた上で議論するというふうに、ちゃんと、その部分は煮詰めた上で考えていくというのを、私は、示すためにも、定性的な表現でも構わないので書いていただいたほうがいいと思います。

○奥田対策官

おっしゃることは、よくわかります。取り引きの相対の中で、みたいなことも、少し付記した上で書かせていただくと誤解がないかなというふうに思いますので、そういう表現で書かせていただければと思います。

すみません、2つ目のところは、幅広いというより、多くのというほうがまだ、余り、そういう問題ではなくて、やっぱり、産業を広めると薄まるというイメージがどうしても出てしまうということでしょうか。

○関谷委員

これは、意見でも、何回か私、やりとりでも述べさせていただいたんですが、水蒸気放出を行うことよっての風評というか、スリーマイル以外に実績がないわけで、言い方を変えれば、水蒸気放出によって風評が生じた実績もないとも言えるわけです。

ただ、とはいえ、やっぱり、影響が生じるのはそれは当たり前だろうというふうに思うので、特に何も言わないんですけども、ただ、幅広い産業であるから問題だというのは、じゃあ、これ、私が読むと、幅広い産業に影響があるからこれは問題だということは、逆に言えば、特定の産業、少ない産業だったらいいんだというふうに、僕は物すごく、極めてどうなんだろうというふうな表現に私は読めてしまうので、このところにすごく、申しわけないんですけども、これで正しいのかもしれないんですけども、違和感があるというふうな。

○奥田対策官

わかりました。ちょっと、趣旨としては、影響を与える産業は広い、少ないで、いい、悪いというよりは、広いと考えられるのであれば、広い対象に対して対策をとらないといけないし、狭いのであれば狭いところに対策をとらないといけないし、ということで違いがあるということだと思いますので、その対策のことまで含めて少し表現をさせていただければいいかなというふうに思います。

○山本（一）委員長

今の件。小山委員。

○小山委員

多分、ちょっと似たようなところかと思うんですけども、13ページで、タンク保管と、土壌の敷地外のところの、できない理由として書かれている表現が、例えば、許可取得が必要で、それは実施するには相当な調整と時間を要する、土壌のほうも同じように、実施するには相当な調整と、こういう議論だったと思うんですね、委員会の中で。

ただ、これ、後段と比べて見ると、例えば、ですけれども、環境放出するとか、特に海洋に、

いろんな対策していくというのも、結局、相当な調整と時間、そっちも要しちゃうと思うんですよ。そう考えると、こっちでは、この文言で、このタンクの貯蔵や土壌についてをやらないというふうにした場合に、例えば、敷地外の問題とかタンク貯蔵については、関係省庁だとか東京電力さんとの調整は難しいけど、後段の放出に関しては、被災地、被害地域への自治体や漁業者との調整は容易だというふうに、何かとられてしまうのではないか、そういう意図であればこのままでいいとは思いますが、結局、相当な調整と時間、どっちにしても必要だと思うんですね。

だから、それが理由で、難しいからこれをやらない、法的にはできるという話が実はあったので、だけど、この問題は却下する、全体を通してみて、ちょっと改めてそこ気づいた点で、それぞれのパートで見たら、たしか、こういう議論だったかなと思ったんですけども、今、関谷委員の意見とも比べて、確かに、全体を通してみると、調整には相当な時間、両方要するわけですけども、何でこっちはやめて、放出のほうはいけるのかというところを読み取るときに混乱する部分もあるんじゃないかと思って、ちょっと確認してみたかったということです。

以上です。

○奥田対策官

ここは、正直に申し上げますと、ここは事務局で、今回、案を出させていただく上で非常に悩んだところの一つでもございます。というのも、たくさんの委員の方々からここについてはさまざまなコメントいただきましたので、悩んで書いたところで、実は、前回の取りまとめの案の中では、相応の準備と事前の調整が必要であり、解決の難しい問題が残る、こういうような表現をさせていただいておりました。少し、その表現が主観が入っているんじゃないかということも含めて、少し修正をさせていただくような形で、今の案を書いているんですけども、やはり、ここで相当な調整と時間を要するというふうにまとめさせていただいたのは、やはり、簡単か、容易かということではなくて、やはり、実際にやるべきことが多岐にわたっていたりとか、そういったところで「相当な」という言葉を、この場合は使っているというふうに、そういう趣旨でその意見をいただいたんじゃないかということで解釈をして、事務局のほうで、今、書かせていただいたというところでございます。

○山本（一）委員長

山本委員。

○山本（徳）委員

今のところですけども、おっしゃることも非常によく理解をするところですけども、実際には、これ、敷地外にこれを持っていつつくろうとしたときに、本当に非常に難しいだろうと

いうことは、この場でも、何度も議論されていることだと思います。

したがって、やはり、非常に難しいということはしっかりと書いておく必要があるかと思えます。表現の仕方は少し調整の余地があるかと思えますけれども、外に比較的簡単に、さっと置けるというようなニュアンスが出るのは困る、非常に難しいであろうということは、やはり、書いておく必要があるかと思えます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

森田委員。

○森田委員

流れの中の話で言うと、私の意見としては、この2章、3章と順番に前から読んでいくと、要は、2章で敷地の外に出るのが難しい、相当困難な時間がかかるとか、タンク保管の継続が相当な時間がかかるという書き方をされていて後ろにつながっていくので、要はできない、できない、できないからこれです、というふうな構成になっているんですよね、前から読んでいくと。

ところが、3章の処分方法の検討について、というところに入ると、22ページですけれども、実際は、炉規法で廃止措置の一環として処分をするという法的な前提が出てくるわけだから、できない、できない、できないで、こうなりましたと思われる構成ではなくて、2章には事実だけを書いて、その事実がどうであろうとも、3章の一番頭に、これは目標としてこれをやりますよという話の書きぶりにしないと2と3のつながり方が非常に悪くて、それで2章の書き方の表現どうなのかなという意見が出てくるんだと思っています。

確かに、山本委員のおっしゃるように、それは困難なんだけど、やっぱり、ただ、表現の問題というか、書きぶりの問題で、どう書くかという話だと思いますね。それはここでは調整できないので、どこかで調整してほしいと思うんですが、それで、今のはコメントです。

それで、少し戻って、処分方法の検討についてのところの、僕の質問とコメントとしては、先ほどの24ページのところなんですけど、これは関谷委員のコメントにつながる話なんですけれども、海洋放出をした場合の社会的影響を直接与え得る対象というのが、商品影響はほぼ水産物を扱う業者にとどまるという、この表現の仕方が、当事者にとっては、多分、恐ろしく感じが悪い表現です。自分たちだけが犠牲になればいいのかという表現に読めるので、こういうところの修文というのは必要なんじゃないかなというふうに考えます。

それと、これは本当に僕の個人的なコメントですけれども、水蒸気放出のほうの社会的影響を直接与える地域というところの「また、大気は広く陸域にも拡散することから」という文章が書いてあるんですけれども、これは、一般的な人にとっては逆の話で、水蒸気放出が広く、海域に

限らず、じゃなくて、陸域に限らず海域にも影響を及ぼすという印象なんじゃないでしょうか。これだと何か、水蒸気放出はもともと海域に影響を及ぼすと、みんなが思っている書きぶりなんですけれども、それ多分、逆に、水蒸気放出はもともと陸域に影響を及ぼすと、みんなが考えているんじゃないかなという、これも書きぶりの問題だと思っています。

これはすぐに答えが出るかどうかわからないんですけども、UNSCEARのモデルの中身をさらっと見ただけなので間違えているかもしれないですが、海洋放出のほうは、OBTを考慮していないようで、仮に考慮しても大して評価変わらないと思うんですけども、なぜ考慮していないかすぐに答えが出るんなら教えてほしいんですけども、わからなければ後でよくて、もし、本当に考慮していないんだったら、ホームページ等々でこの試算結果を示すときは、OBTは、海洋放出のほうは考慮していませんという、ただし書きをしておくべきかなというふうに考えます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

○奥田対策官

まず、さっきのUNSCEARのところですけども、もう一度読み直してみるようにはしませんけれども、恐らく、考え方としては、今、森田委員がおっしゃっていただいたとおり、影響が少ないので考慮されてないということだと、私も思っておりますが、確認をした上で、追記できることがあればホームページ上などで少し付記をしていくようにしたいと思います。

それから、この24ページの表のところでは幾つかコメントいただきました。そういう意味では、我々もこれまで委員会で議論してきたものをそのまま、あんまり、そのまま載せているだけでございましたので、すみません、ちょっと、今、いただいたような点については、少し書きぶりは修正させていただければというふうに思います。

それから、一番最初の森田委員のコメント、それからその前の流れのところから、あちこちいってしまって、すみません、12ページ、13ページのところの書きぶりのところで、困難である、困難であるということを書く。できない、できないということではなくて、ここはおっしゃるとおり、事実関係として書いておくということで少し修正を考えたいなと思いますけれども、一方で、恐らく、山本委員からおっしゃっていただいたように、困難であるということも事実の一つとして書かないといけないということだと思いますので、その辺はちょっと、バランスをとって修正をさせていただくほうがいいかなと、今、思っております。

○山本（一）委員長

関谷委員。

○関谷委員

今のところですけれども、困難であるというのは、ある意味、判断が入るので、この相当な時間を要するというのは、私も提案したと思うんですけれども、時間がかかるから、やっぱり、比較優位の中で処理の方法をとるべきだということだったらわかるんですけれども、困難だと言われると、技術的には長期的に時間をかければ、できる、できないと言われればできるかもしれない。そこを困難であると言ったら、それは誰の判断なのかというのはよくわからなくなるので、私は時間を要するという表現が客観的な言い方ではないかなというふうに思います。

○山本（一）委員長

田内委員。

○田内委員

今の関谷委員の意見と同じなんですけれども、ここに、判断を入れてしまうと、先ほどのタスクフォースの5つの処分方法のうちの外した方法も、これはできないわけではなくて、開始までに手続を含めて非常に、相当な時間がかかる。だから実績のあるものに、という流れになっているわけですね。そういう意味では、やはり、ここに、「実施をするには」と書くからまたわかりにくいかもしれませんが、実施に取りかかるまでに相当な調整と時間がかかるという表現であれば、全体の整合性はとれるのかなというふうに思うんです。表現については事務局でご検討いただければと思います。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

○奥田対策官

そうしましたら、相当な時間を要するという表現は残させていただいて、少し実施の前にか、少し全体のバランスを見ながら、もう一度、後ろの書きぶり等も含めて整合性を見させていただいて修正をさせていただくという形でよろしいでしょうか。

○山本（一）委員長

辰巳委員。

○辰巳委員

ということは、相当な時間をかければできるということなんですね。今の表現だと、そうなるというふうに思っています。

○奥田対策官

ここに書いてございますように、やはり、技術的な問題だけではございませんで、地元の理解ということも含めて考えていかないといけませんので、それも含めて、相当な時間を要するとい

うことで、できる、できないというよりは、まさにおっしゃっていただいたとおり、時間がかかるということが、ある意味、公平な表現というか、できるかできないかというのは、多分、なかなか、やってみないと判断できないところもあるけど、非常に難しい問題だというご指摘もいただいている中で公平に表現しようとする、この相当な時間を要するという表現が一番適当なんじゃないかなというふうに、きょうの議論をまとめるとそうかなと思って、そういう案で、最後までまとめさせていただければどうかなということをお願いしたところでございます。

○辰巳委員

期待を持つと思うんですね。だから、そこら辺が期待どおり時間をかけて、困難な調整をちゃんとしていただければできるというふうに受け取りたくになります、私なんかは。

○山本（一）委員長

崎田委員、お願いします。

○崎田委員

前回か前々回、私、この辺について発言した者として、一言申し上げます。私は、先ほどからどういう表現が一番いいのだろうかと思っていたんですが、私も、今の段階では今の表現にしておいていただいてもいいんじゃないかと思えます。それで、それは可能なんですかというのは非常に難しい質問で、以前、お話ししたように、今の中間貯蔵施設は、福島全体の除染をした土壌を福島の各地に置いておくのではなくて、どういうふうを集積するかということで、地元の地主の皆さん、あるいは、その自治体に苦渋の願いをして、ここまで、中間貯蔵施設という場所をつくって、今まだ集めている最中という状況です。今の状況自体が、やはり、多くの方々のご理解の中でできている事業ですので、そこを今度は、事故の敷地から、線量が格段高いわけではないですけども、いろいろ放射線の影響のあるものを敷地外に出していくということは、中間貯蔵施設事業の中で想定外の出来事というか、想定していない状況ですので、それを本当に提案するには、やはり、それなりの覚悟というか、状況づくりが必要と思っております。それを提案できる状況では、今はないと私は思っておりますので、文言的には、やはり、今のこういうふうにしておくのが現状ではいいのではないかと、私は考えております。

○山本（一）委員長

相当な時間が要するというふうには書いてあるのは、技術的開発も含めて、という意味ですよ。ですから、実際に今まで実証されたというか、今、やろうと思ったらできる状況にある技術と、今から技術開発に頼らなければいけない技術とに分けた、そういう観点でこの2つに書いてある、時間をかければできるというか、それは希望が入っているのであって、今、我々が責任を持って提案ができるのは何かというときに、この2つを残してやる、そういうふうにちゃんと読めない

かもしれないけれども。

○森田委員

今の話で、中間貯蔵施設のところは難しいと考えられるという表現で書いてあるので、その話は別の話だと思います。今は、規制のほうでクリアしていくことに対して相当な調整と時間を要する、というのが、正しいかというか、適切な表現かどうかという話ですよ、中間貯蔵施設のほうは難しいと考えられるというふうに書いてあるんですけど。

○山本（一）委員長

方法のところについて、ほかにご意見、ございますか。

○辰巳委員

文言整理していただきたいんですけども、今お話ししている、実施するには相当な調整と時間を要するというふうに言っているところは、13ページの黄色でかかっているところ、つまり、タイトルはタンク保管の継続について、ということですよ。今、崎田さんがおっしゃった話は、その上の中間貯蔵施設云々の話であって、その話と……

○山本（一）委員長

今言ったのは、相当の時間を要するというのは、全て、大体、当てはめて……

○辰巳委員

もちろん、そうだと思います。ただ、先ほども言ったように、時間をかければ調整ができるんだねというふうに受け取っていいのでしょうかというふうには私は思いますよ、ということをお願いしたかったです。

○奥田対策官

これまでのこの委員会での議論を整理させていただきますと、やはり、敷地外の持ち出し、それから敷地の拡大について、やはり、簡単ではないということは、皆さん、委員の議論の中でも出てきているところだというふうに考えてございます。

その中で、ちょうど13ページのところに書いているのは、まさに、それを持ち出しも敷地の拡大も含めて、ここに書いてございますけれども、やはり、廃炉汚染水対策というのが継続的なリスク提言活動であり、リスク源となり得る放射性物質は敷地外に持ち出すことはリスクを広げることになるということで、既存の敷地内で廃炉を進めることが基本であるという基本の中で、加えて、タンク保管を継続するために、敷地外への放射性物質の持ち出しや敷地の拡大というのが、さまざまな観点で実施するには、相当な調整と時間を要する、これが事実関係としてまとめたところでございます。

その上で、この委員会の中で議論してきていただいた、その下のところでございますけれども、

こうした状況を鑑みれば、タンクの保管の継続ということについては、設置効率を高めてきた標準タンクを用いて敷地の中で行っていくほかなく、現行計画以上のタンク増設の余地は現実的であると言わざるを得ないが、安全かつ着実な廃止措置を進めるためにも、できるだけ、タンクを設置するためには、敷地の制約を踏まえつつ、敷地全体を徹底的に有効活用すべきであるというのが、まずは行っていくべき方向性ではないかというのが、この委員会としての考え方というふうに考えてございますので、こういった形で、今のご議論からすると、これを政府がどう受けとめて考えていくかということとは別にしまして、委員会としては、こういう形でご議論してきていただいた部分だというふうに考えてございます。

○山本（一）委員長

ほか、処分方法について、なければ風評被害のところに移りたいと思います。

ご意見、伺いたいです。

辰巳委員。

○辰巳委員

風評被害のことで、ということでもいいですね。今回の取りまとめでは、私、誰が、何を行うのかを具体的に示していただきたいということを、過去に申し上げた記憶があるんですけども、今回の取りまとめでは、何を行うかというのは、かなり具体的な書きぶりもあって書いてくださったかというふうに思います。ただし、誰が責任を持って実行してくれるのかという点に関しては、非常にぼやっとして、風評被害などの社会的な観点での難しい対応に関しては、関係行政機関等が一丸となって対応するという表現になっているんですね。政府に責任と決意を持って決定してくださいというふうな、そういう書きぶりになっているというふうに思うんですね。

これはここまでしか書きようがなかったのかもしれないんですけども、私からすれば、結局、誰が、といった点では、全く具体的じゃないんですね、この書き方だと。関係行政機関等がどこなんだろうとか、やっぱり、ヘッドがちゃんとあって、そのところで責任持って、みんなで協力してやるよというんなら、というか、そういう形にならざるを得ないというふうに思うんですけども、今後、そのあたりのことも、もう少し明確に、責任を持った実行者がちゃんと具体化された、行うべきことを、私たち、地元の方々を初め、消費者である私たちの期待に添ってご対応くださるというふうなことを、もう少し明確に書いていただきたいなというふうに思っています。

だから、そこら辺が、まだ、私からすれば、誰が、というところがちょっと不十分だなというふうに思っております。

○奥田対策官

ありがとうございます。そこはご指摘いただいている、そういう意味で、関係行政機関等と書いてしまったんですけれども、やはり、政府の中で、もちろん、風評被害への対応というのは、各省それぞれが取り組んでいるところがございます。それぞれ、何をやっていくかということは、これから、この委員会の提言を受けながら、政府の中で検討していくことになりますので、申しわけないんですけれども、今の時点で、例えば、私、経済産業省が何をやるのか、復興庁が何をやるのか、農林水産省が何をやるのか、そういったことを、まだ書ける段階ではございませんので、委員会の提言としては、やはり、政府にしっかりと決めてほしいということでまとめさせていただいた上で、政府のほうでしっかりと、誰が何をやっていくのか、当然、最後、やる時には決めないと実施はできません。

また、関係行政機関等と書きましたけれども、これ、当然、やはり、東京電力もそういった取り組みをしていただけるというふうを考えてございますし、また、やはり、風評の対策、私自身も感じているのは、政府がやるのはもちろんなので、政府がやっていくんですが、当然、消費者の方々も含めて、やはりご理解をいただけていくということも含めて、みんなで取り組んでいくということが非常に重要な課題でもあるというふうにも認識していますので、そういったところも含めて、政府のほうで対策を考えながら、いかに関係者の方々を巻き込みながら進めていくのかということも、ぜひ、考えていきたいというふうには思っておりますけれども、ちょっとすみません、今の段階ではその議論が、まだ、これから先の議論かなというふうに考えてございます。

○山本（一）委員長

崎田委員。

○崎田委員

ありがとうございます。今のお答えを伺いながら思ったんですけれども、私は、今、風評被害対策に関しては、政府各省が役割分担しながら、一丸となって風評被害対策に取り組んでおられるというふうに理解していますので、政府がこの小委員会のまとめを受けとめていただいて、政府として本格的にどういうふうに、今やっていることをより重層的に取り組むか、そして、今回の汚染水対策、処分に対する取り組みをどう重層的に加えるかということをしっかり考えて、それを明確に発信をしていただくと、ありがたいというふうに思っています。

もう一つ、私、今、はっと気がついたんですが、今のご説明の中に、政府機関、あるいはそれ以外の皆さんと一緒に取り組みつつ、社会全体が一緒になって取り組むことだというふうにおっしゃっていただきました。本当に風評被害に対し、私たち自身ももっと関心を持って冷静に取り組んでいくということが大事だと思いますので、そういうことが計画案の中にあまり書いてなか

ったかなという感じはしましたので、社会全体で、ということを経済のまとめあたりに一言入れてもよろしいのではないかなという感じがいたしました。よろしくお願いいたします。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

森田委員。

○森田委員

37ページの真ん中あたりの風評払拭については、というところなんですけど、ところどころに、福島県の水産、現状、2割にも満たない回復であるということが書かれているんですけど、正確に言うと、2018年で15.5%で、2019年は残念ながら13.8%に減少するというところなんですけど、原因はわかっているんですけども、ただ、2017年が12.7%で、小女子豊漁があった年を除いて2019年でも13.8%なので、全然復興していないという現実はあるんですね。

いろいろなところで、こういう固定化してきた風評の影響を払拭するための対策がいろいろ書いてあるんですけど、これまでも何回も委員会でも出ていましたけど、量的に拡大していくことが重要となるというところが、やっぱり、質的に変えていかなければいけないのではないかと、もうここまで回復してこないのに、量的に拡大していくことが重要となるということで書いてしまう、これは仕方ないと思うんですけども、やはり、提言的にはもっと質的に何かを変えていくことが重要なのではないかとこのことを言いたいですけど、じゃあ、何を変えればいいのかと言われると風評の専門家のほうからでも出ない限り僕にはわからないところがあるんですけど、ただ、量的に拡大していくことが重要という段階ではないという気もして、ここに書くのはどうかなと考えますけど。

○奥田対策官

確かに量的に拡大ということを書いているんですけども、今回、前回のさまざまな議論をいただいた中で言いますと、例えば、ちょっと前回からそう書いてあるので今回黄色くはなっていないんですけども、38ページのちょうど白く残っているところを見ていただきますと、こうした成功事例を参考にしながら、風評対策に関する取り組みを拡充・強化させていくことにより、風評払拭の取り組みを加速させていくべきであるというふうに書いてございまして、要は、今やっているやつをそのまま全体的に量的に拡大するというのではなくて、効果の上がっているもの、この委員会の中でも幾つかこういったものは取り組みは効果が上がっているということをご指摘をいただいております。

そういった、効果の上がっているものについて拡充・強化をさせていくことで、より取り組みが加速していくということではないかなというふうなことを、今、こういうふうな書き方をさせ

ていただいているんですけども、ちょっとすみません、そういうふうに取り取れないところがまだ幾つか残っているということだと思いますので、もう一度、表現ぶりを事務局のほうで整理をして、今みたいなニュアンスがきちんと出るような形で整理させていただいたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○大西委員

ちょっと話題は変わるんですけど、外国の関係で、36ページから37ページに出てくるんですけど、以前から申し上げているように、モニタリングの重要性をいかに伝えるかということがあるんですけども、9ページあたりには、IAEAの第三者的な立場からレビューミッションというのもありまして、モニタリングの信用性というのを外国にしっかり伝えるというようなポジションが必要ではないかと思いますので、できれば、文章の中に少しでも根拠になるモニタリング結果の速やかな公表とか、そういう努力を続けるという文言を入れていただければいいと思うんですが、検討、願います。

○奥田対策官

ありがとうございます。モニタリングのところは、27から28のところモニタリングのことを書かせていただいております。第三者のこともちょっとだけ触れているんですけども、もう少し海外の関係のことも含めて、少し表記を追加させていただければというふうに思います。

○山本（一）委員長

小山委員、お願いします。

○小山委員

この風評のところなんですけれども、廃炉と復興が両輪だというのが全体として、ここの重要な点だと思うんですが、廃炉を進めるために海洋放出等放出すると、その場合、風評のこういう影響が起こるだろうということなんですけれども、例えば、処理することを決めるとか、どこかのタイミングでですね、何年後かに、やっぱり、その時点から相当投資とかは引いてくるんだと思うんですね。

あるいは、後継者、例えば漁業に限って言っても、ほかの関連する産業もそうだと思うんですけども、実際、農業もそうだったんですよ。やっぱり、事故が起こった2011年に廃作する方、一番多かったですし、実際、放射性物質が検出された後に悲観して自死された農家の方もやっぱり福島にはいたんですよ。そういう意味では、今回のこの廃炉を進めるために、何からの処理を決めると、タイミングをどこかで決めなければならないことなんですよ。それを決めるのは政府だということなんですけれども、そのタイミングで風評とか云々、要するに、放出する前の段階で、相当、今、回復に向けてここまで漁業だと、森田委員が13%と、あれは量だと思うんで

すけれども、金額ベースは21まで戻っていて、小女子の、ある程度の量があればもうちょっと多かったかもしれない。そういう意味では、回復してきた、規制の対象業者も1種類ですから、今、多分、今年度中に、次年度の早々ぐらいにはもう解除されて、本格操業に向けて進んでいる段階なので、その問題というのは、ここの風評対策のところだと、どう考えたらいいかなのかなというのを、ちょっと考えていたんですよ。

要するに、産業として、復興に向けて、震災10年、今回の東京オリンピックというのを一つの機に、福島県内でいろんな観光も含めて、今、やっていて、特に、次の世代の若い世代が浜通り地域にどうやったら戻って来てくれるのかと、ちょうどやっているタイミングなので、これ決めたら、そのタイミングで、2年後に向けて、3年後に向けて船を新築していいのかどうか、新しい漁具を買っていいのかどうか、いろんなこと、水産庁だと、今「がんばる漁業」ですごく進んでいる段階だと思うんですけど、やっぱり、そこ、風評の問題だけだと産業振興、復興に向けてやっているところと、なかなか拾えない部分があるんじゃないかなというのが、どう書いていいのか、ただ、復興と廃炉の両輪、これは両輪なんだということを明確に、何度も強調されているので、それは提言として、政府には伝わるとい話なんだと思うんですけども、すみません、意見です。

○奥田対策官

これまで、そういった意見も含めて、いただいています、事務局としてまとめる中で、やはり、41ページのところに書かせていただいた、下から2つ目のところというのは非常に重要なんじゃないかなというふうに思って、この3行を、今、書かせていただいていますけれども、政府が方針を決定する中に、その処分方法の決定のみならず、あわせて講ずべき風評被害対策についても、取りまとめられるべきであるということ、ここに書いてございます。

そういう意味では、さっきの話も含めて、ここも風評被害の対応を踏まえとかという、漠然と拡充するんじゃなくて、もう少し効果のあるものを拡充していくというふうに書いたほうがいいかもしれませんが、やはり、やるということだけを決めるんじゃなくて、そのときに、風評対策、こういうことをやるんだということ、それも起こったら、ということではなくて、今おっしゃっていただいたようなことにもアプローチできるような風評対策を決めていくべきだということが、ここの中に、思いとして込めていただけるといいかなというふうに思っています。

○山本（一）委員長

田内委員。

○田内委員

違うことも、もういいんですよ。細かい言葉の話かもしれないんですけども、この「はじ

めに」の2ページ、3ページのところに書いてあるALPS処理水の定義を、やっぱり、もうちょっとはっきりさせていただきたいなというのがあります。

というのは、例えば、2ページの真ん中のところに、「(以下「ALPS」という。)等で処理した水」と書いてありますね。注のところには二次処理をするとは書いてあるんですけども、これ、「2回通したら終わりですか」みたいな解き方もできなくはないと思うんです。ですから、ここは、処理が完了した水ということを、きちんと明確に書いていただきたいと思います。処理が完了して、当然、トリチウム以外は全て告示比が1未満になっている、その前提がはっきりしていないと、2回目通したけどまた残ってましたという途端に、またおかしいじゃないかという話になりかねないので。これは大前提ですから、このことははっきりと、強く書いていただきたいと思います。

○奥田対策官

ありがとうございます。恐らく、3ページのところの注記の中でしっかりそういうことを書いておくことが、資料全体に影響してくる話になると思いますので、そのところで少しきちんと書くようにしたいと思います。

○山本（一）委員長

山本委員。

○山本（徳）委員長

私も同じことを申し上げたかったんですが、3ページの一番最後に、本報告書中のALPS処理水という文言について1未満というようなことが書かれていて、それですっと見ていくと、例えば、14ページを見ると、14ページの上から2行目ですけども、このように貯蔵されているALPS処理水の8割は、十分な処理がなされているとは言えず、というようなことがあって、みずから自己矛盾を起こしているような表現になっていますので、やっぱりこれ、ワードはきちんと決めて使うのがいいかな、使い分ける必要があるかなと、そういうふうに思います。

それで、使い分けたときに、先ほど出た東電さんのホームページとの関係もあって、ここだけを直しても、多分、だめだと思うんですね。したがって、関係する資料は全体的に統一的に直していけないといけないというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○山本（一）委員長

関谷委員。

○関谷委員

これは、書き込む内容というよりは、お願いなんですけれども、モニタリング、きちんとしたALPSの放出についてモニタリングをするという以上は、放出の段階というか、処理の段階に

なって、消費動向とか経済動向とかのレビューというか、ちゃんとその確認というのもやっていただきたい、それは、この取りまとめ案の中に書き込むことではないと思うんですけども、書き込んでもいいんですけども、何がこの処理を行うことによって、どれぐらい影響があったのかということ、ちゃんと確認しながら、政府として、それについてどう対応をとるかというのは、やっぱり、必要だと思いますので、消費動向一式、また、経済的影響、それを処理の段階で確認するというふうなことはお願いしたい、もしくは、書き込むということではないんですけども、お願いしたいというふうに思います。

○奥田対策官

ありがとうございます。38ページのところに、④として、将来生じうる風評への影響に対する対応ということは今書かせていただいていますけれども、ちょっと、ここ、確かに具体的に何が起きているのか継続的に把握し、とだけしか書いていないんですけども、まさに今おっしゃっていただいたようなことを、この場面で把握をしながら考えていくということなのかなと。

○関谷委員

ここは、私、意見を出させていただいて修正されなかったところなので、むしろ、将来に生じる風評への影響というのは想定し得ないんじゃないなくて、経済的影響が想定し得るわけで、この表現は、僕はどうなのかなと思っていたんですけども。

○奥田対策官

すみません、ここは将来、想定し得ない論点による影響が考えられるということは、要は、影響は、当然、想定できるんですけども、新しい論点が出てくることがあるとか、今おっしゃっていただいたような、多分、いろんな市場の動向を見ていくことによって、こういうことが起きているんだなという、風評の影響の原因が、また新しい論点が出てくるということに対して対応していきたいという、そういうことの趣旨でございます。

○山本（一）委員長

小山委員。

○小山委員

これはもう、その他のほうにも入っちゃっているんですよね。時間の関係で、全体でいいんですよ。

最後、取りまとめに際して、41ページの一番最後のところですけども、10月ですか、14回目と15回目の委員会のところに、この提言が終わって、政府に出した後に、現地でいろいろ話す場みたいなのを設けるとい、何か図みたいなのがあったと思うんですけども、実際、今回、この取りまとめが終わって、政府に出して、その後、やっぱり現地で、僕も先週、福島県漁業再生

会議参加して、やっぱり、心配されている漁業者の方だとか、流通業者の方とか、やっぱり大勢いらっしゃるので、どんな感じで説明なのか、話を聞くのか、意見を聴取するのか、それを何回かやるのかと、もし、今、イメージ、やるのは、主体は政府なんですよ、というところも含めて、この後の現地や、あるいは消費者の団体だという意見も、何か、前のほうの委員会であったと思いますし、海外の情報発信も、今のところ、サイトだとかいろんな情報で、特に、原発事故後の9年間の総括的なものをまずそっちから出したほうがいいということでしたけれども、かなり強硬に、あるいは、すごくネガティブな情報があるような地域、も海外、あるわけですから、何かその辺のイメージを教えていただけたら、この後、現地やいろんな関係者とどんな話し合い、あるいは、説明、あるいは、意見聴取されるのか。

○奥田対策官

ありがとうございます。そういう意味では、まず、この小委員会で提言をいただくことということ、が我々の検討のスタートになるところもあるというふうに考えてございますので、今の時点で、細かく、こういうふうにしていこうというところを持っているわけでございません。

ただ、やはり、この委員会の中でもご議論いただきましたように、しっかりと地元を初めとして、これも地元だけではなくて、流通関係の方々も含めてだと思えますけれども、ご意見をしっかりと伺っていった上で、政府としては決定しないといけないというふうに考えてございますし、また、そういったプロセスを、透明性を持ってやっていくということも、この委員会の中で指摘をいただいていることだというふうに考えてございますし、そのことも、この41ページのところには記載もさせていただいていますけれども、そういったこの委員会での議論を受けた上で、政府としてしっかりと体制を組みながらやっていきたいなというふうに考えてございます。

○山本（一）委員長

森田委員。

○森田委員

小山委員と同じことを聞こうと思ったんですが、同じ会議に小山委員と出ていたわけですが、そこで聞かれることが、要は、今回のこの委員会で処分方法が決定されるんですか、というように聞かれる。私は、毎月、福島県の漁業者団体の会議に出ていますけれども、やはり、そういうことをいつも聞かれていて、要は、政府で決めるんですよという情報さえも伝わっていないということです。先日、団体の方の提言書のコピーをいただきましたけれども、原本は今日いただいたんですけれども、皆さん、公聴会なり説明会を望んでおられるということがありますが、14回の委員会で、私が、公聴会とか説明会を今後開く予定はないんですかと聞いたときには、もともと公聴会の目的がどういう懸念があるかということ把握するという目的だった

ということなので、そういう意味では、公聴会を今後開かないということはわかるんですが、やはり、情報が一番大事な、どこまで地元というのはあるんですけども、福島県においてできえ、この委員会の中の話が余り伝わっていない、それは非常に問題だと思っていて、ちょっと、正式名称は忘れましたが、各町の代表の方を集めた会議があって、そこで委員会の内容を説明されているというのは把握していますけれども、それでも地元の人から、この委員会で結論が出るんですよねというような、ちょっと間違っただけを言われる。

やっぱり、地元の人たちの意見を聞く、対話を続けるということだと思んですけども、もう少し丁寧に意見を聞いて、このことを進めていっていただきたいというのが意見です。

○山本（一）委員長

崎田委員、お願いします。

○崎田委員

ありがとうございます。この取りまとめの最後の41ページの、最後の最後、⑤の取りまとめに際して、というところで、今後、この提言書に加えて、地元自治体や農林水産業者を初めとした方のご意見を丁寧に聞きながら、責任と決意を持って方針を決定することを期待すると、小委員会としてこちらから書かせていただいています。委員のほうからの要望としてお話をさせていただいています。

私は、こここのところが大変重要だと思っており、心から期待しております。やはり、今、いろいろなご意見もあるように、まだまだ、多くの方にいろいろご意見があり、関心を持っておられますので、そういう状況を丁寧に聞いていただきながら、聞くだけではなく、対話をきちんとさせていただきながら、処分方法を決めていっていただきたいと思います。またその中で、モニタリングのことなどもかなり、今回、入っていますけれども、やはり、どういうモニタリングをきちんとしていくかということで、地域の方、あるいは、多様な関係者が納得してくださるのか、信頼感を持ってくださるのか、というのは、今後様々にかなり影響してくるというふうに思います。どういうモニタリング体制をとるのか、どういう内容で取り組み、そして、それをどう発信するか、共有していくのかという、そういうようなことをきちんと明確にしながら最終的に決めていただければありがたいなと思います。

透明性のあるプロセスで決定を行うべきであるというふうに書いてあります。ここがそういう信頼づくりにつながるというふうに思っておりますので、ぜひ、そういうことを大切に取り組んでいただければありがたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

そのほか、全体。

辰巳委員。

○辰巳委員

ありがとうございます。最後のお話だろうというふうに思うので、ちょっと、くどいようですが、同じことを言わせていただきたいなと思って。絶対に、実害、風評被害じゃなくて、実害は絶対起こさないということを確認していただきたい。そのためには、やっぱり、先ほどから話題になっている二次処理のお話、これを、やっぱり完璧であるということ、誰もが確認できるということが重要だというふうに思いますので、風評被害という単語が何度もずっと出てきているんですけども、やっぱり、そのもとには実害があって害が起こり、それが風評につながるわけで、そのもとになる実害というのは絶対起こさないんだよという覚悟を、東京電力さんを含めてお願いしたいというふうに思っております。

それから、難しいというのは、ある程度了解しつつなんですけれども、やっぱり、可能な限り保管は延長していただきたいというのは、私の希望です。

それから、もう一つ、そうは言っても、不安を抱く消費者とか、地元の方々のための公正な問い合わせ窓口みたいなところ、相談したい、聞きたい、知りたいと思ったときの、そういうのをつくっていただくというのも何かいいのかなというふうに思ったりするんです。

それは、政府で、多分、というふうに思うので、やっぱり、どなたが対応してくださるかということも、ちょっと問題だとは思いますが、それはやっぱり、公正に、ちゃんとういうふうに判断していますというふうなことを伝えるときのコミュニケーションの一つとして、やっぱり、そういう、例えば電話でもいいですし、ホームページだけが私は完璧だというふうに思っておりませんもので、ホームページにアクセスできる人も、まだまだ限られているというふうに思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいなというふうに思いました。

以上です。

○山本（一）委員長

そのほか、いかがでしょうか。

高倉委員。

○高倉委員

ちょっと事務局にご質問というか、意見というか、ちょっとわからないんですけども、最終処分はどうなるかわかりませんが、とにかく、一つとしては、近隣諸国に影響を与える可能性があるだろうということで、近隣諸国への広報が大事だということが書いてありますよね。先ほど、大西委員からも言いましたけれども、どういうふうにして安全性を確保するんだ。サン

プリングとか、それはわかるんですけども、ただ、現実的には国際的な問題になるものですから、できれば、クロスチェックを国際的な機関と一緒にやるとか、それから、UNSCEARとかIAEA、NRA、どうなるかわかりませんが、その辺のお墨つきをもらえるような、実施する前ですよ、努力も必要ではないかというような感じはするんですけども、どうお考えですかね。

○奥田対策官

おっしゃっていただいたとおり、ある意味、国際的なレビューを受けていくということも一つの信頼を得ていく方法の一つだと思っています。この報告書の中にも少し書いてございますけれども、福島第一原子力発電所の廃炉自体、全体をIAEAにレビューをしてきていただきながら、これまでも廃炉作業を進めてきてございますので、そういったところの中で、こういった問題についても、また機会を設けてやっていければいいかなというふうに考えてございます。

○山本（一）委員長

そのほか、いかがでしょうか。

いかがですか、特に。

それでは、本日もいろんな観点からご議論いただきまして、本当にありがとうございます。

いただきましたご意見を踏まえた修正点、一部は、少しずつ考えに差がある部分もあると思いますけれども、そういった点も含めて、もう少し明確に書き込むということで、委員長である私にご一任いただけるということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○森田委員

読みますから、回覧してください。

○山本（一）委員長

もちろん、当然、それで、直すときには、またご相談します。

それで、これで、今ご了承いただいたということで、報告書を取りまとめるということができることとなります。今まで、小委員会の議論を進めてくる中で、説明・公聴会でいただいたご意見というのは、非常に重要な要素でございます。そのほかでもいただいておりますけれども、そのいただいたご意見につきましては、委員会として回答するお約束をしております。

したがって、きょうまとめていただきましたこの取りまとめ案をもとに、事務局で回答案を作成します。そして、皆様方にご確認をいただいた上で、小委員会のホームページの上に公開したいと思います。

ということで、今後、またその回答案に関しましても、いろいろ委員の皆様方にさらにお手数をかけることになると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事、以上でございますが、最後に一言、お礼を申し上げたいと思います。

この委員会が立ち上げられてから3年と少しですね、それから、トリチウム水タスクフォースの立ち上げから言えば、もう6年を越した、長きにわたって議論をしてまいりました。その間、多数の皆様、委員の皆様、関係者の皆様にご協力いただきましたこと、ここで改めて御礼申し上げます。

その上で、福島復興と廃炉の両立、これを果たしていくことが非常に重要であって、科学的観点だけではなくて、社会的な影響も含めた検討を行ってまいったわけですが、この取りまとめがALPS処理水の解決策を導くための一助になることを期待したいと思います。

それでは、事務局から連絡等、ありましたら。

○須藤対策監

事務局からも、一言申し上げます。

委員の皆様方には、委員長のお話にもございました、この委員会で、3年以上にわたりまして積極的にご審議に参加をいただきまして、また、この小委員会のために多くの時間を割いていただきまして、改めまして、御礼を申し上げます。

小委員会で取りまとめ、この後、また、委員長と今回の議論を含めた修正についてご相談をさせていただいた上で、取りまとめた後、政府としての検討を行っていくことになります。ご審議いただきましたように、きょう、委員会の中でもありましたように、地元を初めとする関係者の皆様のご意見を伺って、というところが重要なポイントになってくるかと思います。しっかり政府として精力的に検討を進めて、きょういただいたご提言を踏まえて、しっかりした結論を出していければというふうに思っております。

委員の皆様方には、今後とも、折に触れてご指導いただく機会があろうかと思っております。引き続き、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○山本（一）委員長

それでは、これをもちまして、第17回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会、これを閉会いたします。

本当に、どうも、ありがとうございました。

—了—